

質問に対する回答について

工事名) 東北自動車道 R 4 郡山管内舗装補修工事

質問事項と回答

番号	質問事項	回答
1	<p>余裕期間制度について 入札公告 2-3 余裕期間制度には余裕期間とは共通仕様書の規定する着工日（現地に現場事務所等の設置、資器材の搬入、仮設工事または測量等を開始する）を契約開始日の 30 日以内から 60 日以内に延長する制度と読み取れますが、建設業法で規定された現場代理人及び監理技術者の専任開始時期が契約後 60 日まで延長できる制度ではないとの認識でよろしいのでしょうか。</p>	<p>入札公告（説明書）2-4「余裕期間制度」に記載の通り、現場代理人及び監理技術者の専任開始時期の延長を目的とした制度ではありません。</p>
2	<p>契約工期の始期について 本工事は余裕期間が設けられておりますが、契約工期の始期は契約日の翌日と余裕期間（60 日後）を経過した日からのどちらでしょうか。</p>	<p>入札公告（説明書）2-4「余裕期間制度」に記載の通り、契約工期の始期は、契約保証取得の日の翌日から 60 日後までの余裕期間内で、工事の始期を任意で設定できます。</p>
3	<p>現場代理人及び監理技術者のコリンズ登録について 土木工事共通仕様書にはコリンズ登録は契約後 15 日以内登録となっております。余裕期間（60 日）を使用する場合、現場代理人及び監理技術者の従事開始日は契約日からと余裕期間経過後のどちらの日からとなるのでしょうか。</p>	<p>コリンズの登録については、土木工事共通仕様書 1-54「コリンズへの登録」（1）に記載の通り、工期開始の日から 15 日以内です。</p>
4	<p>若手・女性技術者の配置について 技術資料作成説明書 5（5）①・②に「配置計画がある」とのみ記載されておりますが、配置計画や自社職員であることを証明する資料等は不要ということで間違いはないのでしょうか。</p>	<p>入札公告（説明書）4-3「技術評価」（1）に記載の留意事項の通り、技術評価時は配置計画の有無を確認しますが、若手技術者及び女性技術者の配置要件については契約締結後に求めるものです。</p>